

陳 情 文 書 表

受付番号	第18号
受付年月日	令和8年2月3日
件名	公共施設使用料金の引き上げ減免に関する陳情書
陳情者	三田市 XXXXXXXXXX 三田ジュニアソフトテニスクラブ 相談役 丸尾 博文
	<p><陳情の要旨></p> <p>三田市の公共施設使用料金は、令和8年4月より大幅に引き上げされることが、令和7年3月定例会で可決されました。</p> <p>昨今の賃金上昇、資材価格の高騰等、様々な社会情勢など考慮すると使用者が一定の負担をするという事は理解しますし、特に公共施設の適正な維持管理においても一定の費用が掛かる事も理解できます。</p> <p>しかし、令和8年4月からの施設使用料の規定では、一般の使用料と同様に青少年が主に使用する場合でも一律値上がりし、保護者の負担がますます増加します。</p> <p>三田市は、青少年健全育成や「こどもを核としたまちづくり」を謳っており、中学校においてのクラブ活動の地域移行展開を考えている団体においても、公共施設使用料の負担は、子どもたちやその保護者の負担に直結することは否めません。</p> <p>現在65歳以上10名以上で市が認めた団体や障がい者の場合は減免措置があります。</p> <p>2025年6月の議員からの一般質問においての「公共施設の使用料のあり方」に関する質問に対して市財務部長の答弁では、「令和8年4月までに結論を出すのは難しいが、実態把握と部活動などの地域展開の進捗状況を踏まえどのような支援が必要であるのか。について減免基準の検証と見直しの過程で検討する」とお答えになっていました。</p> <p>参考までに近隣の公共施設使用料金（テニスコート）でも三田市は、飛びぬけて引き上げられています。減免措置（半額）とまでは言いませんが、高校生以下の若者が活動するにあたり、現行料金の据え置き措置もしくは減免措置を求めたいと思います。</p> <p><陳情事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高校生以下の公共施設使用料金（テニスコート）は、据え置きにすること。 2. 高校生以下を中心とした団体登録者の公共施設使用料金（テニスコート）は、減免措置を講じること。
付託委員会	生活地域常任委員会